

市民税・都民税

25年度税制改正の
主な内容

生命保険料控除の改正

25年度から、24年1月1日以降に契約締結した生命保険のうち、内容により各保険料が市民税・都民税から控除されません。

表1 生命保険料控除の改正（介護医療保険料控除の新設など）

Table with 4 columns: 新制度, 所得控除限度額, 旧, 新. Rows include 一般生命保険料控除, 介護医療保険料控除, 個人年金保険料控除.

表2 生命保険料控除の改正（従来の生命保険料控除について）

Table with 4 columns: 旧制度, 所得控除限度額, 旧, 新. Rows include 一般生命保険料控除, 個人年金保険料控除.

表3 退職所得に係る控除の改正（1/2課税の廃止）

Table with 2 columns: 24年12月31日まで, 25年1月1日以降. Rows show 退職所得金額 = (退職金 - 退職所得控除額) × 1/2.

表4 退職所得に係る控除の改正（10%税額控除の廃止）

Table with 2 columns: 24年12月31日まで, 25年1月1日以降. Rows show 所得割額 = 退職所得金額 × 10%.

表① 公的年金などからの市民税・都民税の引き落とし（特別徴収）を開始する年度の徴収

◆例えば年金に係る税額が1万8,000円の場合

Table with 3 columns: 徴収の方法, 普通徴収, 特別徴収. Rows include 年金支給月, 納付額.

表② 公的年金などからの市民税・都民税の引き落とし（特別徴収）2年目以降の徴収

◆例えば年金に係る税額が1万7,000円の場合

Table with 3 columns: 徴収の方法, 特別徴収（仮徴収）, 特別徴収（本徴収）. Rows include 年金支給月, 納付額.

※公的年金などからの市民税・都民税の引き落とし（特別徴収）を開始する年度と、引き落とし（特別徴収）が継続する年度では、徴収方法が異なります。

市民税・都民税の
公的年金などからの
引き落とし
（特別徴収）

1年目の方および昨年途中で普通徴収納付書または口座振替になった方

(1) 引き落とし（特別徴収）の対象となる方... (2) 引き落とし（特別徴収）の開始時期... (3) 引き落とし（特別徴収）の対象となる年金... (4) 引き落とし（特別徴収）の対象となる市民税・都民税... (5) 公的年金などからの徴収方法...

2年目以降の方

「引き落としの対象者」や「引き落としの対象となる年金」... (1) 引き落とし（特別徴収）の開始時期... (2) 公的年金などからの徴収方法... (3) 引き落とし（特別徴収）の対象となる年金... (4) 引き落とし（特別徴収）の対象となる市民税・都民税... (5) 公的年金などからの徴収方法...

1年目の方、2年目以降の方、共通事項

特別徴収または普通徴収（納付書または口座振替）による納付となります... (1) 引き落とし（特別徴収）の対象となる方... (2) 引き落とし（特別徴収）の開始時期... (3) 引き落とし（特別徴収）の対象となる年金... (4) 引き落とし（特別徴収）の対象となる市民税・都民税... (5) 公的年金などからの徴収方法...

募集



柳泉園組合臨時職員

【職種】受け付け業務（会場施設）

【賃金】時給860円（交通費は別途支給）

【勤務期間など】10月19日（金）～25年3月31日（日）

【勤務時間】木曜日以外の午前9時45分～午後9時15分の間（交替勤務）

【募集人数】2人

【申し込み】10月9日（火）までに、履歴書を柳泉園組合総務課庶務文書係（下里4ノ3ノ10）に直接持参してください。

【申し込み方法など、詳しくは同係 ☎470・1545へ。

東京都における最低賃金

東京都最低賃金（地域別最低賃金）は今年10月1日から時間額850円に改正されました

東京都最低賃金は、都内で労働者を使用する全ての事業場および同事業場で働く全ての労働者（都内の事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されます。一部業種については、別に定める特定（産業別）最低賃金が適用されます。詳しくは東京労働局賃金課 ☎03・3512・1614または最低賃金総合相談支援センター ☎03・3543・6326へ。

10月は

「不正軽油撲滅強化月間」です

不正軽油とは、主にディーゼル車の燃料として使用される軽油に、脱税を目的として重油などを混ぜ、軽油と偽り販売しているものです。こうした不正軽油（特に重油を混ぜた場合）は、ディーゼル車の排出ガス中の有害物質を増加させ、環境にも悪い影響を与えます。不正軽油は、社会と環境に対する犯罪です。詳しくは都主税局課税指導課 ☎03・5388・2958へ。